(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	備考
第1章 総則・一般	第1章 総則・一般	
1 - 8 照査の実施及び照査技術者	1 - 8 照査の実施及び照査技術者	
1.(省略)	1. (省略)	
2. 委託者が設計図書において照査技術者の配置を定める場合、又は以下に示す 16	2. 委託者が設計図書において照査技術者の配置を定める場合、又は以下に示す12	文章の修正
工種の詳細設計業務等を実施する場合は、受託者は、照査技術者を定め委託者に通	工種の詳細設計業務を実施する場合は、受託者は、照査技術者を定め委託者に通知	
知するものとする。	するものとする。	
(1)~(12) (省略)	(1)~(12) (省略)	
(13) 樋門補修・補強詳細設計		工種の追加
(14) 防雪柵詳細設計		
(15) 橋梁補修詳細設計		諸基準類の改定に伴
(16) 洪水浸水想定区域図作成		う変更
3~5.(省略)	3~5.(省略)	
6. 受託者は、第2項で示した16工種の詳細設計業務を実施する場合は、「詳細設	6. 受託者は、第 <del>1</del> 項で示した <del>12</del> 工種の詳細設計業務を実施する場合は、「詳細設	文章の修正
計照査要領(北海道建設部版)」により照査を実施しなければならない。なお、「詳	計照査要領(北海道建設部版)」により照査を実施しなければならない。なお、「詳	
細設計照査要領(北海道建設部版)」については、北海道建設部建設政策局建設管	細設計照査要領(北海道建設部版)」については、北海道建設部建設政策局建設管	
理課のホームページから入手すること。	理課のホームページから入手すること。	
7~8.(省略)	7~8.(省略)	

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	備考
第2章 道路部門	第2章 道路部門	
2-3 道路設計	2-3 道路設計	
2-3-15 一般構造物予備設計	2-3-15 一般構造物予備設計	
1. 業務目的	1. 業務目的	
道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基	道路設計に伴い新たに一般構造物を新設する場合、地形・地質・立地条件等の基	
本条件と整合を図り、構造性・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す	本条件と整合を図り、構造性・施工性・維持管理・経済性の観点から、以下に示す	
構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを	構造物毎に構造形式の比較検討を行い、最適形式と基本構造諸元を決定することを	
目的とする。なお、(4)の覆工に関して、受託者は設計図書により与えられる対象	目的とする。なお、(4)の覆工に関して、受託者は設計図書により与えられる対象	
の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。また、受託者は(2)の擁壁・補	の覆工と荷重の規模に基づき実施するものとする。また、受託者は(2)の擁壁・補	諸基準類の改定に伴
強土・U型擁壁及び(3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合には、	強土工・U型擁壁及び(3)法面工に関して、スベリ安定解析が必要となる場合には、	う変更
その旨を担当職員に報告するとともに、指示を受けるものとする。	その旨を担当職員に報告するとともに、指示を受けるものとする。	
(1) 門型ラーメン・箱型函渠	(1) 門型ラーメン・箱型函渠	
(2) 擁壁・補強土、U型擁壁、プレキャストL型擁壁割付	(2) 擁壁・補強土、U型擁壁、プレキャストL型擁壁割付	
(3) 法面工(場所打ち枠、アンカー付き場所打ち法枠、コンクリート吹き付け、張	(3) 法面工(場所打ち枠、アンカー付き場所打ち法枠、コンクリート吹き付け、張	
ブロック )	ブロック )	
(4) 覆工(ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター)	(4) 覆工(ロックシェッド、スノーシェッド、スノーシェルター)	
2~3.(省略)	2~3.(省略)	

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	備考
2-3-16 一般構造物詳細設計	   2 - 3 - 16	
2	1. 業務目的	
詳細設計は、予備設計で決定された構造形式について設計図書、既存の関連資料		
及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・	及び予備設計で検討された設計条件に基づき、地形・地質・交差条件・荷重条件・	
使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工	使用材料等と整合を図り、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工	
事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とするものとする。対象とする	事発注に必要な図面・報告書を作成することを目的とするものとする。対象とする	
構造物は以下のとおりであり、委託者は、設計対象工種を設計図書に指示する。な	構造物は以下のとおりであり、委託者は、設計対象工種を設計図書に指示する。な	
お、(4)覆工、(5)雪崩予防施設については、受託者は設計図書に基づき与えられた	お、(4)覆工、(5)雪崩予防施設については、受託者は設計図書に基づき与えられた	
荷重条件に従って業務を行うものとする。	荷重条件に従って業務を行うものとする。	
(1) (省略)	(1) (省略)	
(2) 擁壁・補強土工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁、もたれ式擁壁、井	(2) 擁壁・補強土工・・・逆T式擁壁、重力式擁壁、U型擁壁、もたれ式擁壁、井	
桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、補強土壁、補強盛土、	桁式擁壁、大型ブロック積擁壁、 <mark>補強土工</mark> 、プレキャス	諸基準類改定に伴
プレキャストL型擁壁割付一般図の作成	トL型擁壁割付一般図の作成	変更
(3) 法面工・・・・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工	(3) 法面工・・・・・場所打ち法枠工、アンカー付き場所打ち法枠工	
(4) ~(5) (省略)	(4) ~(5) (省略)	

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	備考
2. 業務内容	2. 業務内容	
一般構造物詳細設計の業務内容は、以下のとおりとする。	一般構造物詳細設計の業務内容は、以下のとおりとする。	
(1) ~(5) (省略)	(1) ~(5) (省略)	
(6) 設計計算	(6) 設計計算	
受託者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書	受託者は、予備設計で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書	
において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。	において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。	
なお、次の業務においては、設計図書に記載が無い場合は、スベリ安定計算を行	なお、次の業務においては、設計図書に記載が無い場合は、スベリ安定計算を行	
うことを標準とするが、これによりがたい場合は、担当職員と協議し、決定する	うことを標準とするが、これによりがたい場合は、担当職員と協議し、決定する	
ものとする。	ものとする。	
・もたれ擁壁 ・井桁式擁壁 ・大型ブロック積擁壁	・もたれ擁壁 ・井桁式擁壁 ・大型ブロック積擁壁	
・補強土・場所打ち法枠工 ・アンカー付き場所打ち法枠工	・補強土工 ・場所打ち法枠工 ・アンカー付き場所打ち法枠工	諸基準類の改定に
(7) ~(10) (省略)	(7) ~(10) (省略)	う変更
3. (省略)	3. (省略)	

で売り工作版	日末切六旭山水首 利山内积 <b>以</b> 「	T
(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	備考
2-7 設計に当たって使用する図書	2-7 設計に当たって使用する図書	
1. 道路事業の設計にあっては、「道路事業設計要領」(北海道建設部土木局道路課 令	1. 道路事業の設計にあっては、「道路事業設計要領 2014年4月」(北海道建設部土	諸基準類改定に伴う
和2年4月発行)によるものとする。	木局道路課 平 <del>成 26</del> 年 4 月発行)によるものとする。	変更
2. 街路事業の設計にあっては、「都市整備事業実務要領」(北海道建設部まちづくり	2. 街路事業の設計にあっては、「都市整備事業実務要領 <del>2016 年 4 月</del> 」(北海道建設	
局都市計画課都市環境課 平成 28 年 4 月発行)によるものとする。	部まちづくり局都市計画課都市環境課 平成 28 年 4 月発行) によるものとする。	
3. 第1項及び第2項に示す図書が改訂されている場合は、その適用について担当職	3. 第1項及び第2項に示す図書が改訂されている場合は、その適用について担当職	
員と協議するものとする。	員と協議するものとする。	

(新) 令和4年10月版	(旧) 令和3年10月版	備考
第3章 河川部門	第3章 河川部門	
3 一 5 樋門及び樋管設計	3 一 5 樋門及び樋管設計	
3 - 5 - 4 樋門・樋管詳細設計	3-5-4 樋門·樋管詳細設計	
1. (省略)	1. (省略)	
2. 業務内容	2.業務内容	
樋門・樋管詳細設計の業務内容は以下のとおりとする。	樋門・樋管詳細設計の業務内容は以下のとおりとする。	
(1)~(9) (省略)	(1)~(9) (省略)	
(10) ゲート工・操作室	(10) ゲート工・操作室	
受託者は、ゲートエ・操作室について、以下に示す事項を決定するものとする。	受託者は、ゲートエ・操作室について、以下に示す事項を決定するものとする。	諸基準類改定に伴う
ただし、機械関係(金物)の詳細設計は含まない。		変更
(ア) ゲート扉体は、荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成す	(ア) ゲート扉体は、荷重・設計条件に基づき、構造計算を行い、一般図を作成す	
るものとする。	るものとする。	
(イ) ゲート開閉機設備は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整	(イ) ゲート開閉機設備は、開閉機の仕様、形状寸法、配置に関する参考資料を整	
理し参考図としてまとめる。	理し参考図としてまとめる。	
(ウ) 操作室は、決定されたデザインに基づき、関連設備(開閉機、操作盤、照明)	(ウ) 操作室は、決定されたデザインに基づき、関連設備(開閉機、操作盤、照明)	
の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等	の寸法・配置から基本寸法を決定し、構造計算を行って構造詳細図、配筋図等	
を作成する。	を作成する。	
(エ) 管理橋の構造計算を行い、詳細図等を作成するものとする。	(エ) 管理橋の構造計算を行い、詳細図等を作成するものとする。	
(11)~(16) (省略)	(11)~(16) (省略)	
3~4. (省略)	3~4. (省略)	

# 第5章 災害復旧部門

#### 5-4 提出成果品

提出すべき成果品は、次表を標準とする。

#### (紙媒体の場合)

名 称	規格等	単位	数量	備考
平面図	1/500~1/1,000	部	3	
縦断図	適宜	部	3	
標準断面図	適宜	部	3	
展開図	適宜	部	3	
横断図	1/100~1/200	部	3	
仮設図	適宜	部	3	
作工図	適宜	部	3	必要に応じて
数量計算書		部	3	
環境調査資料	AB表	式	1	河川関係に限る
原図・原稿		式	1	

(新) 令和4年10月版

# 第5章 災害復旧部門

### 5-4 提出成果品

提出すべき成果品は、次表を標準とする。

名称	規格等	単位	数量	備考
平面図	1/500~1/1,000	部	3	
縦断図	適宜	部	3	
標準断面図	適宜	部	3	
展開図	適宜	部	3	
横断図	1/100~1/200	部	3	
仮設図	適宜	部	3	
作工図	適宜	部	3	必要に応じて
数量計算書		部	3	
環境調査資料	AB表	式	1	河川関係に限る
原図・原稿		式	1	

(旧) 令和3年10月版

電子媒体による提出 と区別

備考

(電子媒 名 電子成果品 平面図 縦断図					(旧) 令和3年	
名 電子成果品 平面図	称 規格等					
電子成果品平面図						
平面図		単位	数量	備考		電子媒体
	保管帳	₩	1	電子媒体(CD-R等)		一覧を认
縦断図	$1/500\sim1/1,000$					
	適宜					
電標準断	面図 適宜					
子展開図	適宜					
媒横断図	1/100~1/200					
体 仮設図	適宜					
一作工図	適宜			必要に応じて		
5 数量計	·算書					
環境調	査資料 AB表			河川関係に限る		
報告書	:					